

令和 7 年 7 月 7 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課

## 電力広域的運営推進機関の資金の借入れの認可について

(趣旨)

令和 7 年 7 月 2 日付けで電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して資金の借入れの認可申請が行われ、7 月 4 日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）から経済産業大臣への回答について御審議いただく。

### 1. 経緯

広域機関は、電気事業法第 28 条の 40 第 1 項第 8 号の 2 に基づき、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）に係る F I T / F I P 制度の 3 つの交付金の交付及び納付金の徴収の業務（以下「徴収等業務」という。）を行っており、徴収等業務においては卸電力価格の下落により交付額が増加した場合には納付金が増額調整されるまでの間、一時的な資金不足が生じる可能性があるため、広域機関は経済産業大臣の認可を受けて、資金の借入れ又は広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）を発行する（政令により限度額は現在、1 兆 7, 470 億円）とともに、国民負担の最大限抑制の観点から政府がその債務を保証することが可能となっている。

広域機関はこれまでに、令和 6 年 1 月、3 月及び 6 月の計 3 回、資金の借入れの認可申請を行っており、それぞれ令和 6 年 3 月 29 日に 1, 200 億円（利率 0.22%）、5 月 8 日に 3, 400 億円（利率 0.31%）及び 9 月 6 日に 4, 200 億円（利率約 0.47%）の借入れを行っている。過去 3 回の借入れは、令和 4 年度の卸電力取引市場価格が高位で推移した一方で、令和 5 年度に入り卸電力取引市場価格が急落し、以降落ち着いた状態で推移したため、毎月、交付金の額が納付金の額を大幅に上回る状態が続いていたことによるものであった。

参考：全銀協日本円 TIBOR 12MONTH 3/29 0.28545 年%、5/8 0.31455 年%、9/6 0.53818 年%

過去の借入れのうち、令和 6 年 3 月分及び 5 月分については、令和 7 年 5 月までに償還済である。他方で、電気事業者による再エネ電気の買取りの原則 4 か月後に交付金の交付が行われるところ、令和 7 年 5 月以降も卸電力市場価格が落ち着いた状態で推移しているため、令和 6 年 9 月分の借入れの償還期限が到来する令和 7 年 9 月以降の資金が不足する見通しとなった。

このため、広域機関は、徴収等業務に関する資金に充てるための資金の借入れが必要として、令和 7 年 7 月 2 日付けで経済産業大臣に対して、電気事業法第 28 条の 55 第 1 項の規定に基づき、資金の借入れの認可申請を行った。また、これを踏まえて、同法第 66 条の 11 第 1 項第 5 号の規定に基づき、同年 7 月 4 日付けで経済産業大臣から委員会に対して、当該認可申請に係る意見聴取があったものである。

42

43 2. 主な申請内容

44 申請の詳細については資料4-1のとおりである。

45 電気事業法第28条の55第1項の規定に基づき、同法第28条の40第1項第8号の  
46 2の業務に係る資金に充てるため、4,700億円を借り入れることとしている。

47 借入先、借入利率については、競争入札方式により決定することとしている。

48 また、借入日は令和7年9月4日であり、償還方法及び期限は、令和8年9月4日を期  
49 限に一括償還を行うこととし、元利金支払いについては政府が保証することとしている。

50

51 3. 審査内容

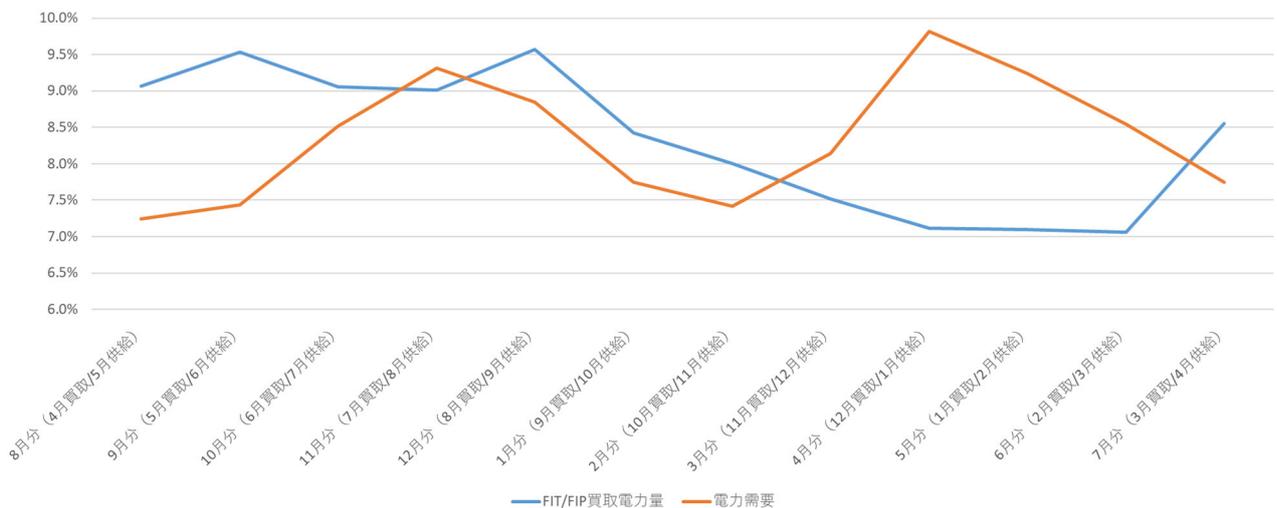
52 徴収等業務に係る収支は、1年を通じてみれば、継続的な赤字状態は生じない見込みで  
53 あるが、一方で、納付金については電力需要の季節変動、交付金については再エネ発電量  
54 の季節変動や卸電力市場価格の影響を受けるため、年間を通じて収支の変動が発生する性  
55 格を有する。特に賦課金単価適用期間の前半（8～1月分。4～9月買取分）は、年間の  
56 中でも日照量が多く、太陽光発電を中心に再エネ発電量も多い時期であるため交付金支出  
57 が大きい一方で、電力需要については低需要期も含まれる時期であるため納付金収入は小  
58 さい。過去の事例（ロシアによるウクライナ侵略前の時期）においても、7月末の納付金  
59 入金から1月上旬の交付金支出までに3,000億円前後の支出超過が一時的に生じ、2  
60 月以降に黒字に転換するケースが多かった。

61

62 (参考：FIT/FIP 買取量と電力需要の関係)

63

※2021～2024年の買取量と電力需要を12か月間の合計に占める割合で示したもの



64

65

66 また、足元（4～6月）における卸電力市場価格についても、落ち着いた状態で推移し  
67 ている状況であり、需要と再エネ発電量の季節変動分も考慮したリスクケースとして、卸  
68 電力市場価格が直近過去5年の最低年間平均で推移すると仮定して、賦課金単価適用期間  
69 の前半となる1月分までの入出金の見込みを試算した結果、令和6年9月に借り入れた4,  
70 200億円の償還後に借換え等をしないとすると、11月中旬時点で4,700億円程度、  
71 1月中旬時点で5,600億円程度の資金不足が生じ得るとのことである。

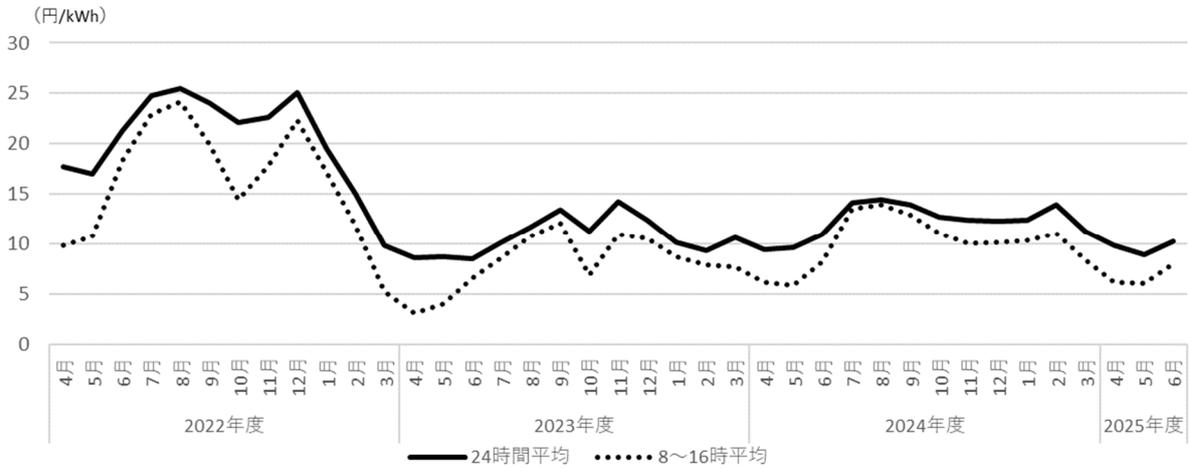
72

73

(参考：スポット市場の価格の推移)

74

※2025年6月は6月21日分まで



75

76

77

(参考：広域機関の徴収等業務に係る収支の実績と想定)

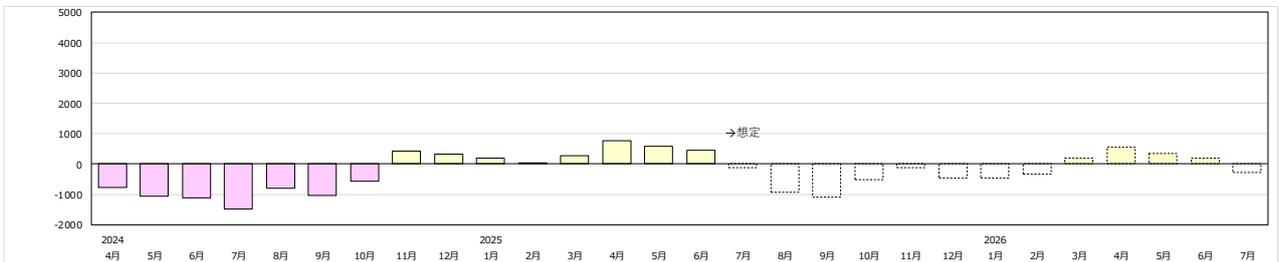
78

2024年4月から2026年1月までの、広域機関の徴収等業務に係る収支の実績及び想定

79

は以下のとおり。

納付金と交付金の収支差 (億円)



区 分	2024												2025							2026								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
納付金等	913	890	861	921	1,777	1,825	2,199	2,537	2,343	2,072	1,827	1,984	2,474	2,306	2,178	2,046	2,002	2,058	2,450	2,654	2,549	2,253	2,038	2,310	2,725	2,566	2,396	2,212
交付金	1,698	1,943	1,967	2,396	2,588	2,861	2,753	2,100	2,031	1,891	1,798	1,706	1,700	1,709	1,718	2,158	2,939	3,142	2,963	2,783	3,009	2,702	2,365	2,128	2,173	2,205	2,207	2,480
納付金等 - 交付金	▲786	▲1,053	▲1,106	▲1,476	▲810	▲1,036	▲554	438	312	181	29	278	773	597	460	▲112	▲937	▲1,084	▲513	▲129	▲460	▲449	▲327	182	552	361	189	▲269
借入金						4,200																						

2023年度末残高 約2,744億円

2025年6月20日時点残高 約2,300億円

▲4000億円

▲4650億円

▲5600億円

(注) 納付金は納付期限の翌月、交付金は交付月で整理。

80

81

82

今回の申請は、令和7年9月から4,700億円を1年間借り入れるというものであるところ、上記見通しのとおりとなった場合には、11月中旬時点までは、資金不足に陥らない見込みである。一方、それ以降も、卸電力市場価格の動向次第では、追加の借入れが必要となる可能性があるところ、広域機関としては、借入れに伴う金利負担を最小限にするため、9月の借入れ後の資金繰りの状況を踏まえて、必要に応じて、改めて追加借入れの可否を精査の上、申請を行う方針である。

88

こうした方針を踏まえると、4,700億円の借入れについて、現状の見通しを踏まえれば11月中旬までに発生する資金需要を賄い資金の不足に備えるためのものとして実施の必要性が認められる。また、借入額として過剰であるとも認められない。

91

92 電気事業法第28条の56に基づき、政府は、同法第28条の40第1項第5号又は第  
93 8号の2に掲げる業務に係るものに限り、国会の議決を経た金額の範囲内において広域機  
94 関の資金の借入に係る債務の保証をすることができる」とされている。

95 今回行う資金の借入れは同法第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務に係るも  
96 のであり、かつ、借入額は令和7年度一般会計予算総則第13条に規定された金額（1兆  
97 7,470億円）の範囲内であることから、財務大臣の了承を得た上で、今回の借入金の  
98 元利金支払いについて政府が債務の保証をすることとなる見込み。（今回の借入れ後の借  
99 入残高：4,700億円 ※債務保証額は年度内の借入れの累計額でカウントされる。）

100 なお、事務局が広域機関に確認したところ、今回の借入れは、前回に引き続き、国民負  
101 担を最大限抑制する観点で、複数の金融機関がシンジケート団を組成して実施する協調融  
102 資である「シンジケート・ローン」の形式で実施予定と聞いている。その理由としては、  
103 「シンジケート・ローン」方式とすることで、（広域機関でなく）アレンジャー（幹事金  
104 融機関）が参加金融機関を募集するため、金融機関の視点で、地銀等も含めて広く当該借  
105 入案件及び借入機関についての情報を共有することが可能になるとのことである。広域機  
106 関自らが実施するIRよりも高い効果が見込まれるため、入札金融機関が多くなり、競争  
107 環境を高める効果が期待される。

108  
109 借入期間について、過去の3回の借入れでは、卸電力取引市場の価格が上がることによ  
110 り剰余金が増えた場合等には、より早い時期に借入金の償還が可能になること、また借入  
111 期間を長期とするよりも1年ごとに必要額を見直して借り換えたほうが結果として資金  
112 調達のコストが下がると考えられることから、借入金の償還までの期間は1年間とされて  
113 いた。

114 今回の借入期間についても、これまでの借入れと同様に、本年9月の調達からの1年間  
115 を借入期間としている。なお、仮に今年度の交付金の金額が納付金の金額を上回り、赤字  
116 となった場合には、翌々年度の納付金単価の設定は、今年度の納付金の不足額を勘案して  
117 行うこととなるため、遅くとも令和10年6月末までには、金利分を含めて今年度の納付  
118 金の不足に起因する借入金の償還が可能となる見込みである。

119  
120 上記を踏まえると、借入れ行為による広域機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれは無  
121 いと認められる。

122 したがって、今回の認可申請について、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る  
123 審査基準等（平成12・05・29資第16号）第1（59）に適合していると認められ  
124 る。

#### 125 126 4. 認可申請に係る意見

127 上記3.の審査結果を踏まえ、資料4-2のとおり、委員会として、経済産業大臣が今  
128 回の申請に係る認可をすることに異存がない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

#### 129 130 5. 今後の見通し

131 経済産業大臣に委員会の意見回答後、電気事業法第28条の55第2項に基づく財務大

132 臣への協議がなされた後、経済産業大臣による認可がされることとなる。その後、広域機  
133 関が契約を行ったアレンジャーが実施する競争入札によって借入先が決定され、令和7年  
134 9月4日に借入れが行われることとなる見込み。

135

136

137

138 [参考1] 手続きの流れ

139 広域機関が資金の借入れを行おうとする場合、電気事業法第28条の55第1項に基づき、  
140 経済産業大臣の認可を受けなければならないこととされている。

141 経済産業大臣は、資金の借入れの認可申請を受けた場合、同法第66条の11第1項第5  
142 号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

143 また、経済産業大臣は、同法第28条の55第2項に基づき、資金の借入れの認可をする  
144 ときは、あらかじめ財務大臣に協議しなければならないと規定されており、当該協議を経て、  
145 認可を出すこととなる。

146 広域機関は、経済産業大臣の認可を受けた後、政府保証付きの資金借入れについて入札公  
147 告を行い、競争入札方式により借入先を決定し、借入れを実行する。

148

149 [参考2] 広域機関の再エネ特措法関連の徴収等業務と当該業務に係る収支の概要

150 広域機関は、電気事業法第28条の40第1項第8号の2に基づき、①供給促進交付金(再  
151 エネ特措法第2条の2第3項。F I P制度 (F e e d - i n P r e m i u m) により卸電  
152 力取引市場の状況を踏まえて発電を行う再生可能エネルギー発電事業を支援する交付金)、  
153 ②調整交付金(再エネ特措法第15条の2第1項。F I T制度(固定価格買取制度)により  
154 固定価格での買取りを担保することで再エネ発電事業を支援する交付金)、③系統設置交付  
155 金(再エネ特措法第28条第1項。再エネ電気の利用の促進に資する系統電気工作物の設置  
156 及び維持を支援する交付金。)の3つの交付金の交付及び再エネ特措法第31条第1項及び  
157 第38条第1項に基づく納付金の徴収の業務を行っている。

158 これらの交付金の原資は、納付金として小売電気事業者等から徴収されており、再エネ特  
159 措法第32条第2項に基づき、毎年度、当該年度の開始前に、当該年度において交付される  
160 交付金の見込額の合計額に事務処理に要する費用の見込額を加えて得た額、前々年度におけ  
161 る剰余金その他の事情を勘案して、経済産業大臣が納付金単価を定めることとされている。

162 また、これらの交付金の交付額のうち、調整交付金(②)の交付額が大部分を占めている。  
163 調整交付金はF I T制度による固定価格にて再エネ電気を調達した電気事業者に対して毎  
164 月交付される。具体的には、調整交付金の額は、「調達価格に再エネ電気の調達量を乗じた  
165 額」から回避可能費用を控除した額(再エネ特措法第15条の3。電気事業者が再エネ電  
166 気を買取ることにより、その分当該電気事業者が発電、又は調達する量が減ることになるか  
167 ら、当該発電又は調達に要することとなる費用(同条第2号)の額、卸電力取引市場で売  
168 った際に得られる額(同条第3号)等を控除する。)とされており、控除する額は卸電力取引  
169 市場における電気のスロット市場価格と連動する。そのため、卸電力取引市場の価格が下が  
170 れば、控除する額が減少することにより、調整交付金の額は増える、という関係にある。

171 このため、卸電力市場価格の下落等によって調整交付金の額が見込額よりも上振れする等  
172 の場合、納付金の見込額との乖離が生じることになる。その際に生じた不足分は翌々年度の  
173 納付金単価を決める際に考慮されることとなる。

174 他方、この場合、広域機関の当該年度の資金不足は翌々年度の納付金単価の設定によって  
175 調整されることになるので、広域機関には一時的な資金不足が生じることになる。

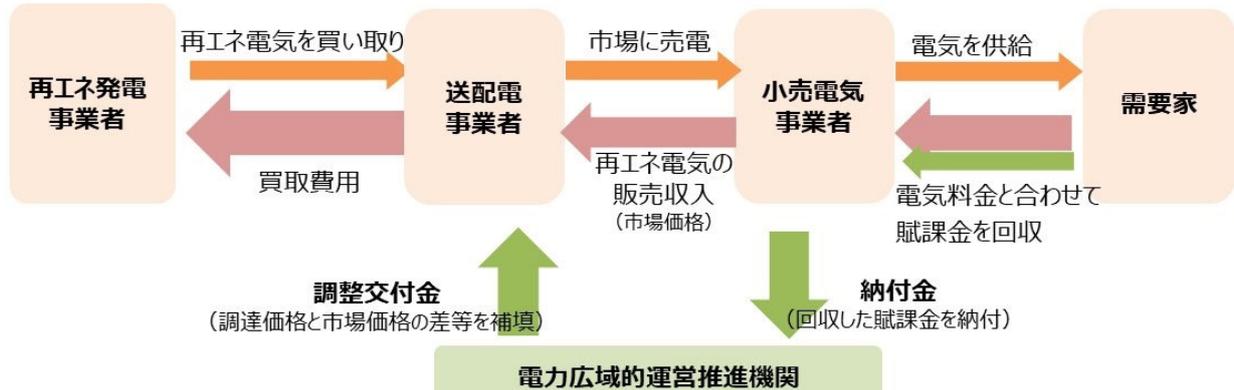
176 そこで、広域機関が経済産業大臣の認可を受けて、資金の借入れ又は広域的運営推進機関  
177 債の発行をすることができる旨の規定が設けられており、当該借入金及び機関債の限度額は、  
178 政令によって現在、1兆7,470億円とされている。

179 また、資金調達額が多額となる可能性があることから、国民負担を最大限抑制する観点で、  
180 徴収等業務に係る借入れ又は機関債については、政府が債務保証を可能とする規定も設けら  
181 れており、令和7年度予算書上では、政府が債務保証を可能とする額は上記の借入金及び機  
182 関債の発行の限度額と同額（1兆7,470億円）に設定されている。

183 なお、納付金単価は毎年度、経済産業大臣が決定し、5月検針分の電気料金から翌年4月  
184 検針分の電気料金まで適用される。納付金は、小売電気事業者等がその原資を賦課金として  
185 電気の利用者から回収した後、検針日の原則翌々月末を納付期限として小売電気事業者等か  
186 ら広域機関に納付される。また、交付金は、電気事業者が再エネ発電事業者から再エネ電気  
187 を買い取った後、買取月の原則4か月後の毎月10日に広域機関から電気事業者に交付され  
188 る。したがって、令和7年度納付金単価が適用される収支は7月の交付金支出まで継続する  
189 （納付金は毎月月末入金（土日祝日の場合は後ろ倒し）、交付金は毎月10日出金（土日祝  
190 日の場合は前倒し）であり、7月10日の出金まで継続。）。

191

192 ※FIT制度における調整交付金と納付金の関係



193

194

195 [参考3] 関連条文

196 ■電気事業法（抜粋）

197 （業務）

198 第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を  
199 行う。

200 一～八 （略）

201 八の二 再生可能エネルギー電気特措法第二条の二第三項、第十五条の二第一項及び第二  
202 十八条第二項の規定による交付金の交付並びに再生可能エネルギー電気特措法第三十  
203 一条第一項及び第三十八条第一項の規定による納付金の徴収を行うこと。

204 八の三～十 （略）

205 2～3 （略）

206

207 （借入金及び広域的運営推進機関債）

208 第二十八条の五十五 推進機関は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から  
209 資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債（以下この条及び次条  
210 において「機関債」という。）の発行（機関債の借換えのための発行を含む。）をすること  
211 ができる。この場合において、推進機関は、機関債の債券を発行することができる。

212 2 経済産業大臣は、前項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければな  
213 らない。

214 3 第一項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機関債の元本に係  
215 る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えることとなつてはならない。

216 4～8 （略）

217

218 （政府保証）

219 第二十八条の五十六 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十  
220 一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内におい  
221 て、推進機関の前条第一項の借入れ又は機関債に係る債務（第二十八条の四十第一項第五  
222 号又は第八号の二に掲げる業務に係るものに限る。）の保証をすることができる。

223

224 （委員会の意見の聴取）

225 第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴  
226 かなければならない。

227 一～四 （略）

228 五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の十  
229 二の十三において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二及び第二  
230 十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項た  
231 だし書、第二十二条の二第一項ただし書（第二十七条の十二の十三において準用する場  
232 合を含む。）、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十  
233 八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の五十二、第二十八条の  
234 五十五第一項若しくは第六項、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一項の認可をし  
235 ようとするとき。

236 六～十六 （略）

237 2 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなけれ  
238 ばならない。

239

240 ■電気事業法施行令（抜粋）

241 （借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額）

242 第四条 法第二十八条の五十五第三項の政令で定める額は、一兆七千四百七十億円とする。

243

244 ■令和7年度一般会計予算 予算総則（抜粋）

245 （債務保証契約の限度額）

246 第13条 次の表の左欄に掲げる法人が令和7年度において負担する債務につき、中欄に掲  
 247 げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞ  
 248 れ右欄に掲げるとおりとする。

249 1～21（略）

債 務	根 拠 規 定	金 額 の 限 度
22 電力広域的運営推進機関 電力広域的運営推進機関債及び借入金に係 る債務	「電気事業法」第28条の56	額面総額及び元本金額の合計額 1,747,000,000千円並びにその利息に相当す る金額

251

252 ■電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（抜粋）

253 第1 審査基準

254 (1)～(58)（略）

255 (59) 第28条の55第1項の規定による広域的運営推進機関の資金の借入れ及び広域  
 256 的運営推進機関債の発行の認可

257 第28条の55第1項の規定による広域的運営推進機関の資金の借入れ及び広域的運  
 258 営推進機関債（以下「機関債」という。）の発行の認可に係る審査基準については、資金  
 259 の借入れ行為及び機関債の発行の行為を必要とする理由、資金の金額及び機関債の金額並  
 260 びに広域的運営推進機関の財務状態等を考慮して、資金の借入れ行為及び機関債の発行の  
 261 行為により広域的運営推進機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがないこととする。

262

263 ■再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（抜粋）

264 （供給促進交付金の交付）

265 第二条の二（略）

266 2 認定事業者は、交付対象区分等に該当する認定発電設備を用いて発電した再生可能エネ  
 267 ルギー電気を、市場取引等により供給するときは、当該再生可能エネルギー電気の供給に  
 268 要する費用を当該供給に係る期間にわたり回収するための交付金（以下「供給促進交付金」  
 269 という。）の交付を受けることができる。

270 3 供給促進交付金の交付に関する業務は、電気事業法第二十八条の四に規定する広域的運  
 271 営推進機関（以下「推進機関」という。）が行うものとする。

272

273 （調整交付金の交付）

274 第十五条の二 推進機関は、各電気事業者における特定契約又は一時調達契約に基づく再生  
 275 可能エネルギー電気の調達に係る費用負担を調整するため、経済産業省令で定める期間ご  
 276 とに、電気事業者に対して、交付金を交付する。

277 2 前項の交付金（以下「調整交付金」という。）は、第三十一条第一項及び第三十八条第  
 278 一項の規定により推進機関が徴収する納付金並びに第十五条の五の規定により政府が講  
 279 ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。

280

281 （系統設置交付金の交付）

282 第二十八条 一般送配電事業者又は送電事業者（電気事業法第二条第一項第十一号に規定す  
 283 る送電事業者をいう。以下同じ。）は、供給計画（同法第二十九条第一項に規定する供給

284 計画をいう。)に従って、同法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物(変電用又は  
285 送電用のものに限る。以下この節において「系統電気工作物」という。)であって再生可  
286 能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、当該系統電気工作物の設  
287 置及び維持に要する費用を当該系統電気工作物を使用する期間にわたり回収するための  
288 交付金(以下「系統設置交付金」という。)の交付を受けることができる。

289 2 系統設置交付金の交付に関する業務は、推進機関が行うものとする。

290 3～4 (略)

291

292 (小売電気事業者等に係る納付金の徴収及び納付義務)

293 第三十一条 推進機関は、供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金(次条第二項及  
294 び第四十条第一項において「交付金」と総称する。)の交付の業務に要する費用に充てる  
295 ため、経済産業省令で定める期間ごとに、小売電気事業者等(小売電気事業者、一般送配  
296 電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。)から、納付金を徴収する。

297 2 小売電気事業者等は、前項の納付金(以下この節において単に「納付金」という。)を  
298 納付する義務を負う。

299

300 (納付金の額)

301 第三十二条 前条第一項の規定により小売電気事業者等から徴収する納付金の額は、同項の  
302 経済産業省令で定める期間ごとに、当該小売電気事業者等が電気の利用者に供給した電気  
303 の量(キロワット時で表した量をいう。以下同じ。)に当該期間の属する年度における納  
304 付金単価を乗じて得た額を基礎とし、第三十七条第一項の規定による認定を受けた事業所  
305 に係る電気の利用者に対し支払を請求することができる第三十六条の賦課金の額を勘案  
306 して経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

307 2 前項の納付金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、当該年度におい  
308 て全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に交付される交付金の見込額の合計額に  
309 当該年度における交付金の交付の業務、積立金管理業務並びに前条第一項及び第三十八条  
310 第一項に規定する納付金の徴収の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を加え  
311 て得た額を当該年度における全ての小売電気事業者等が電気の利用者に供給することが  
312 見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の一キロワット時当たりの額を基礎とし、  
313 前々年度における全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に係る交付金の合計額と  
314 納付金の合計額との過不足額その他の事情を勘案して定めるものとする。

315 3～6 (略)

316

317 (電気事業者に係る納付金の徴収及び納付義務)

318 第三十八条 推進機関は、第十五条の三の規定により算定した額が零を下回った場合には、  
319 経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者から、その下回った額の納付金を徴収する。

320 2 電気事業者は、前項の納付金(次条において単に「納付金」という。)を納付する義務  
321 を負う。

経済産業省

20250702資第8号  
令和7年7月4日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣 武藤 容治

電力広域的運営推進機関の資金の借入れの認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の55第1項に規定する資金の借入れの認可について、貴委員会の意見を求めます。

広域総第2025-089  
2025年7月2日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

電力広域的運営推進機関  
理事長 大山 力  
(公印省略)

資金の借入れについて (認可申請)

電気事業法(昭和39年法律第170号)第28条の5第1項の規定に基づき、別記のとおり資金の借入れについて、申請いたします。

## 記

- 1 借入れを必要とする理由  
電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務に関する資金に充てるため
- 2 借入金の額  
金 470,000,000,000円
- 3 借入先  
金利競争入札方式により決定する
- 4 借入金の利率  
金利競争入札方式により決定する
- 5 借入金の償還の方法及び期限  
2026年9月4日を期限に一括返済
- 6 利息の支払の方法及び期限  
償還日を期限に、借入日の翌日から期限までの分を一括返済  
ただし、年365日の日割計算とする
- 7 借入日  
2025年9月4日
- 8 その他  
元利金支払につき政府が保証
- 9 備考  
上記3及び4については、金利競争入札方式により確定次第届け出るものとする

以 上

(案)

経済産業省

20250704電委第2号  
令和7年7月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電力広域的運営推進機関の資金の借入れの認可について（回答）

令和7年7月4日付け20250702資第8号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の55第1項に規定する資金の借入れの認可について、認可することに異存ありません。